

# 京丹波町立和知中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

京丹波町立和知中学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京丹波町、家庭、地域その他の関係者が連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京丹波町立和知中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

## 第1章 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等
- 3 「いじめ防止対策委員会」は定期的を開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取と把握、いじめであるかどうかの判断、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判断
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## 第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方  
いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない子どもを育成するために、全教職員が保護者等と一体となって継続的に取組を行う。
- 2 いじめの未然防止のための取組
  - (1) 分かりやすく規律のある授業の取組
    - ・教室環境の整備
    - ・ベル準、ベル着の徹底
    - ・生徒の活動を保障する授業展開の工夫

- (2) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取組の推進
  - ・学校行事を通じた、望ましい集団づくりの推進
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
  - ・福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
  - ・伝統文化活動（人形浄瑠璃、和知太鼓）の推進
  - ・体育祭、文化祭における生徒の主体的な活動の推進
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
  - ・道徳教育、人権学習の中で、「いじめ問題」を取り上げた学習の推進
- (5) いじめの防止等の、生徒の主体的な活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
  - ・計画的かつ実効性のある校内研修の実施
  - ・教職員研修の充実（ネットいじめ、SNS等）と関係機関との連携
- (7) 保護者啓発の推進

### **第3章 いじめの早期発見**

#### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

#### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
  - ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を集約し、全教職員で共有する。
- (2) 全生徒を対象としたQ U検査の分析、定期的な質問紙調査及び聞き取り調査を実施
  - ・Q U検査（年間2回実施）
  - ・質問紙調査：各学期に1回程度
  - ・聞き取り調査：各学期に1回程度
- (3) 相談体制の整備と周知
  - ・生徒や保護者の話に傾聴できる環境を整える
  - ・各学年とも、年1回程度教育相談週間を設定する。
  - ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
  - ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。
- (4) 保護者との連携
  - ・ネットいじめやSNS等、スマホ、携帯ゲーム機器等を介したいじめに対して、P T Aと連携した注意喚起を積極的に行う。

### **第4章 いじめに対する取組**

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で対応せずまず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童（生徒）を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関と連携に努める。

#### 2 いじめの発見・通報に対する対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる場合や相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策

委員会」で情報を集約する。

- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に報告するとともに京丹波町教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。  
ア
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に学校の取組の方針を報告し、よりよい成長へ向けて協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられるきは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを通して一人一人の子どもの健全な育成を促す。

### 3 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。
- (4) 保護者及び関係機関等と連携する。

## 第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに京丹波町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京丹波町におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、必要に応じて適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を京丹波町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要な取組を進める。

## 第6章 関係機関との連携

### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 京丹波町立和知中学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - ・ネットに関わる研修会の実施及びスマホ・ケータイの使用にかかわる家庭でのルールづくりの推進
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

### 2 関係機関との連携の推進

警察、京都府家庭支援総合センター等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

(平成27年4月策定)